

第 1 部

環 境 行 政 の 展 望

第1部 環境行政の展望

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらし、今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、大変厳しい状況が続いています。環境面では、津波によるがれき等の災害廃棄物の処理については、一定の目処がついたものの、東京電力福島第一原子力発電所事故による一般環境中への放射性物質の流出は続いており、深刻な問題となっています。原子力発電への信頼性は崩壊し、国内の原子力発電所はすべて停止となり、火力発電への代替がすすむ中、残念ながら地球温暖化問題への関心は薄れてきていますが、地球温暖化対策とも両立し得るエネルギー政策の転換と、脱炭素社会への取組みは、より一層求められています。

本県では、平成12年1月、豊かな環境を将来の世代へ引継ぐため、環境分野における施策の方向性を定めた「長崎県環境基本計画」を策定、その後、新たな環境課題への対応を図るため、平成18年及び平成23年に見直しを行いました。

現在、この基本計画に掲げた「地球環境保全をめざす社会の実現」「環境への負荷の削減と循環型社会づくり」「人と自然とが共生する快適な環境づくり」「県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり」という4つの基本目標に沿って、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全等、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりなど、実効ある取組みを推進しています。今後も、本県がめざす環境像「海・山・人未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に努めてまいります。

また、国境離島を数多く抱える本県の環境は、有害物質等の大陸からの越境汚染が危惧されています。漂流・漂着ゴミの問題や微小粒子状物質（PM2.5）、黄砂、光化学オキシダント、酸性雨等の課題についても、国等の関係機関と強力して問題解決への取組を推進してまいります。

さらに、本県独自の課題であるツシマヤマネコ等の希少動物の保護、大村湾や諫早湾干拓調整池等の閉鎖性水域の環境保全へも取り組んでまいります。

I 地球環境保全をめざす社会の実現

- 地球温暖化を防止するために、我が国においては、平成2年に「地球温暖化防止行動計画」が策定されました。また、平成9年に採択された京都議定書の主旨を踏まえ、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、「地球温暖化対策推進大綱」が策定されました。その後、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日全面改定）が策定されました。

県では、地球温暖化対策を推進するため、平成8年に「長崎県地球環境保全行動計画」を策定しました。また、平成12年に策定した長崎県環境基本計画において地球温暖化対策を重点施策と位置付け、その推進を図ってきました。

平成14年には地域に密着した対策を推進するため「長崎県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱するとともに、平成16年12月に温暖化防止の普及啓発事業や地域の

活動団体の支援を行うため「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しました。

さらに、県民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を検討、推進するため、平成16年12月に「地球温暖化対策協議会（現ながさき環境県民会議）」を設立しました。協議会は、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者及び住民などのほか各種団体、行政、学識者等で構成されており、温室効果ガスの排出量の削減及び森林等による吸収量の確保のための各種対策等について協議を行うとともに、平成17年度に協議会において策定した県民主導の温暖化対策を推進するための「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に基づき、産業、民生、運輸など、部門ごとに実効ある施策の展開をめざしています。

平成23年度は、家庭、事業所等に「省エネナビ」の貸出や「無料省エネ診断」を、平成24年度からは、中小事業所向けの「節電アドバイザー」の派遣や「ながさき太陽光倶楽部」の運用を行い、省エネ効果の「見える化」を図り、より効果的な省エネへの取組を推進しています。

加えて、二酸化炭素の吸収源として認められている森林の整備を推進するとともに、炭素の固定につながる県産材の有効利用を積極的に促進しています。

- 県自らの地球温暖化防止対策としては、平成12年に「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を策定し、県の事務・事業に係る二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

平成23年度には第三次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を策定し、更なる二酸化炭素排出量の削減を推進しています。

また、平成13年度からは毎年度「環境物品等調達方針」を策定しており、環境にやさしい物品の調達に努めています。

- オゾン層の保護対策については、「特定家庭用機器再商品化法」（平成13年4月施行）に基づき家庭用エアコン・冷蔵庫、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成14年1月施行）及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成17年1月施行）に基づき、業務用冷凍・空調機器やカーエアコンからのフロン回収・処理を推進しています。

また、最近では、フロン類を用いない製品（ノンフロン製品）の開発・普及が進んでいます。ノンフロン製品を選択することは、オゾン層保護及び地球温暖化防止につながる大変有意義な取組です。「オゾン層保護対策推進月間」（毎年9月1日～30日）等を利用して、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を行っています。

- 県内3地点（長崎市、佐世保市、諫早市）での酸性雨の状況は、1降雨の年平均値のpH（水素イオン濃度）は4.54～4.68でした。全国の国設酸性雨測定所の平均は4.56～5.34であり、全国レベルと比較して同等若しくはそれ以下の濃度レベルにありますが、将来、森林への影響や湖沼の酸性化など生態系への影響が危惧されています。

このような状況に対応するため、工場・事業場に対するばい煙の排出抑制対策や自動車排出ガス対策の一層の推進に努めます。

- 本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有する地形的特性から、毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっています。

本県では、平成14年10月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、各種対策や市町あてに回収処理費用を助成するなど、全国に先駆けて漂流・漂着ごみ対策に取り組んできました。

平成22年からは「海岸漂着物処理推進法」（平成21年7月）に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）し、回収処理費用、発生抑制対策費用についても補助を行い、引き続き漂着ごみ対策の推進に努めてまいります。

- 平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山廣域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」での協議事項を踏まえ、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する情報交換、環境に関する共同研究事業を実施しています。平成12年度より山口県が同事業に参加しました。

これまで、酸性雨共同調査、河川水生生物検定共同調査、陸水及びその集水域における窒素流動（flux）調査、日韓都市間大気汚染度比較評価、集水域の地質・植生が異なる河川水調査、オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査及び黄砂現象時の大気汚染物質特性及び分布調査を実施してきました。

平成22年度、23年度は、日韓の行政、研究者等が集い、地球温暖化や廃棄物等の環境問題に関する発表や住民との交流を図るため、長崎市（平成22年度）、済州特別自治道（平成23年度）において「環境シンポジウム」を開催し、平成24年度からはPM2.5に関する調査を行なっています。

また、漂流・漂着ごみ対策に取り組むこととし、「日韓海の環境美化キャンペーン」（H15～H17）、「日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～」（H18～H20）、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」（H22～）を実施するなど、日韓双方に浸透した漂流・漂着ごみへの問題意識や環境保全への取組みと両国の友好・交流に努めています。

Ⅱ 環境への負担の削減と循環型社会づくり

- 本県では、循環型社会の形成推進を図るため、本県の目指す将来像を、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、ゴミゼロながさき県民運動の展開、産業廃棄物の適正処理の維持等に取り組んできました。

これらの取組により、廃棄物の排出量削減や不法投棄などの不適正処理は改善されましたが、今なお廃棄物の再生利用量は低い水準で推移しており様々な課題が残

されています。加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応など、廃棄物の処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化し、循環型社会への転換をさらに進める必要があります。

このため、平成23年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル等の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画実践のための推進母体である「ながさき環境県民会議（ゴミゼロながさき推進会議）」は、平成24年2月に見直した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、進捗管理を行うとともに、廃棄物の減量化、リサイクルの推進について、県民運動の展開を図ります。

さらに、県自らも事業活動により生じる廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再利用に努めるとともに、率先して再生利用製品の活用を図ります。

- 平成17年度から九州7県が足並みをそろえて導入した産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、この税収を活用して、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進に向けた取組を推進しています。

- 本県の大気環境はおおむね良好な状況で推移していましたが、近年、光化学オキシダント濃度は徐々に上昇し、注意報を発令する事態がしばしば起こっています。

高濃度の光化学オキシダントが、本県をはじめ北部九州の広い地域で観測され、一般に濃度が下がるといわれる夜間や人為的な汚染源が少ない離島部の測定局（五島、壱岐）でも観測されることから、「上空のオゾン層からのオゾンの降下」や「大陸からの移流」による影響も推測されており、国や他県とも協力して原因究明を進めていきます。

また、引き続き、県内大気汚染物資の発生源である工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図り、ばい煙中の硫黄酸化物や有害化学物質の排出抑制に努め、良好な大気環境の維持を図ります。

- 平成25年1月、中国においてPM2.5による深刻な大気汚染が発生、国内でもPM2.5濃度の上昇が観測されたことから、国において「微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への当面の方針」、また、専門家会合において、PM2.5に関する「注意喚起のための暫定的な指針」が取りまとめられました。

本県では平成24年2月から常時監視を開始し、さらに、測定機器の整備を進めています。また、平成25年3月からは「PM2.5の注意喚起に係る対応方針」により注意喚起の運用や情報提供を実施しており、平成25年3月19日には、PM2.5が高濃度になるおそれがあったため、壱岐・対馬地域を対象に本県として初めて注意喚起を行いました。

- 海域、河川、湖沼のそれぞれの水域において、水質測定計画に基づき調査を実施し、水質環境の状況を把握するとともに、環境基準を達成維持するため、工場・事

業場への立入調査や排水の検査などの対策や生活排水対策など各種対策を推進します。

特に生活排水対策は大村湾や有明海等閉鎖性海域を多く有する本県では重要です。流域の市町と連携して、下水道や浄化槽等の整備促進に努めます。

また、地下水質についても継続的に汚染状況を把握し、より良い水環境の保全に努めます。

- 大村湾、諫早湾及び有明海については、「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」及び「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」により、環境保全に関する各種施策・事業を展開していきます。
- 現在、特に大規模な土壌汚染の発生はみられませんが、島原半島では、地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染に対し、総合的な対策を講じることを目的として、平成23年2月に具体的な対策と数値目標を掲げた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年度から平成27年度までの5か年）を策定し、窒素負荷低減に向けた取組を進めています。
- 近年、多種多様の化学物質を含む製品が、様々な形で消費・廃棄され、環境中に拡散し、大気、水質、土壌、生物等広範囲に渡る環境影響が危惧されます。
特に内分泌攪乱作用（環境ホルモン）を有する化学物質や廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類は、人への健康影響が懸念されています。
本県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による環境中の汚染実態の把握や発生源からの削減対策を推進し、また、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の的確な運用により化学物質の適正管理の推進に努めます。
- 騒音、振動、悪臭等の被害から県民の生活環境を保全するため、騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しを行うとともに、県内各市町が実施する騒音、振動、悪臭の環境監視及び規制事務の支援及び調整を行います。

Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

- 本県の自然環境は、法的規制により保全されている自然環境（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等）や、人間の暮らしや文化の中で培われてきた自然環境（社寺林、棚田、溜池、湿地、草原等）など様々な形で存在しています。これらの多様な自然環境の中には、人の関与があることで維持されてきたものも多く、生活様式や産業形態・土地利用の変化などにより、耕作放棄地のように知らず知らずの

うちに荒廃してしまったものが目立ってきています。

また、海外あるいは他地域から持ち込まれた動植物や、人と動物と環境のバランスが崩れたことによって増えすぎた野生動物によって、農林業への被害はもとより、昔から本県に生息・生育していた野生動植物が影響を受けている例もみられます。

- 様々な生物は個々に独立して生存しているのではなく、食物連鎖や共生関係などにより環境に適応した生態系を構成し、相互に関係をもって生存しています。ひとつの希少種を保護することで、結果的にその周りの多くの種をも保護することができるのです。

このように、希少種だけでなく多種多様な動植物が相互に関係しながらバランスを保って存続している状態を、「生物多様性が保全されている」といいます。

県では、本県の特徴ある生物多様性を総合的に保全しその恵みを活用していくために必要な施策や、社会経済活動における取組、多様な主体との連携・協働事業などをとりまとめ、平成21年3月に「長崎県生物多様性保全戦略」を策定しました。

- 地域の生物多様性の代表ともいえる希少種（絶滅のおそれのある野生動植物種）の保護のための基礎資料として、平成12年度に「長崎県レッドデータブック」を作成し、10年を経た平成22年度には「改訂版長崎県レッドリスト」をとりまとめ公表しました。

平成23年度からは、レッドリスト掲載種を中心にモニタリング調査を実施して、県内の希少な野生動植物とその生息・生育地の現状把握、保護対策への反映に努めています。

- 最初のレッドデータブック作成から10年が経過したことから、平成23年度には「長崎県レッドデータブック2011（普及版）」を発刊するとともに、改訂版レッドリストに基づき希少野生動植物種・同保存地域の追加拡大の進め方などをとりまとめた、保護・保全策の新しい基本方針「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」を策定しました。今後は、この基本方針に基づいて、緊急性の高い種や地域の保護・保全策の実践を進めていきます。

- 公共事業の実施にあたっては、事業を実施する地域の環境特性を踏まえ、動植物や生態系に配慮した立地・工法等の選定や、農地、農村、森林、河川、海域などさまざまな場所での環境改善の取組の展開により、生物多様性保全に資する事業の推進に努めます。

- 自然公園においては、県民の自然とのふれあいや、自然に親しむレクリエーションの機会を通じて、自然に対する理解と自然環境の保全への意識の向上を図るとともに、観光利用により地域振興に貢献することを目的とし、自然環境を活かした野外レクリエーション施設の整備を進めています。

これらの自然公園の利用については、従来の自然景観を楽しむだけの利用から、

自然とのより深いふれあいを求める利用者ニーズの高まりを踏まえ、これらの志向に対応できる施設の整備を進めていく必要があります。

また、県有の自然公園施設の老朽化等に対応するとともに、施設のバリアフリー化や景観の向上及び利用しやすい施設への改善などに重点を置きながら、エコツーリズムの利用拠点ともなる施設整備を推進していきます。

- 平成25年9月、島原半島が世界ジオパークに再認定されましたが、県内他地域においても、交流人口の拡大による地域振興を目的に、自然環境を活かした地域づくりを進めており、自然環境保全事業への支援やガイド養成など、本県ならではの特徴と自然環境を活かした先進的な取組を推進します。

IV 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

- 地球の温暖化、オゾン層の破壊、化学物質による汚染や生態系の破壊、生物の多様性の減少など、環境への負荷は知らず知らずに増加しています。

私たちが、このような現状を理解し、地球の環境保全とともに自然豊かな長崎県を未来につなげるための行動を実践するためには、環境に関する情報の授受と、環境学習が基本となります。

- 環境教育・学習を通じて環境問題への関心は高くなっていますが、環境保全の必要性を感じ、具体的な行動を起す人はまだ十分に広がっていません。ISO14001やエコアクション21（EA21）など環境マネジメントシステムの認証取得、植栽活動、環境美化活動、講演会・研修会や実践活動など、身近な環境から地球規模の環境まで、問題解決へ向けて自ら実践することができる様々な行動があります。

これらの活動団体や事業者、行政が連携できる社会的仕組みの整備なども含めて、自主的な環境保全行動の推進に努めていく必要があります。

- 「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（未来環境条例）」に基づく快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの一環として、ごみの投げ捨て等防止重点地区等を指定し、地域と連携して地域の環境美化を推進しています。

- 環境問題の解決のために、環境学習の果たす役割は重要です。特に次世代を担う子どもたちが環境問題に対する関心を深め、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

このため県では「こどもエコクラブ」等の活動に対して、顕微鏡などの資材の貸し出しを行っています。また、「環境アドバイザー派遣制度」を設け、学習会を開催する民間団体などの要請により専門家を講師として派遣するなど活動の支援に努めています。

- 平成17年3月策定の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」では、学校・地域社会・職場といった様々な場における環境についての情報や体験機会の提供、環境教育を推進する際の県民、事業者、団体及び行政の役割や連携、施策の方向性について整理されています。

現基本計画策定から8年が経過していることや国において「環境教育等における環境保全の取組の促進に関する法律」が平成24年10月に施行されたことから、平成25年度において、現基本計画を見直し、環境教育等に関する取組みを一層充実することとしています。